（本號八面）　（明治三十年一月遞信省認可）　明治二十八年十一月二十六日　第四千四百四十七號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六十錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

總理大臣の進退

聞く所に據れば伊藤總理大臣は此程臺內して辭職致し度き旨內々奏上し閣僚にも告げずして飄然大磯に赴きしと云へり其趣意は何れに存するか我輩の了解に苦む所なり侯爵にして若しも眞實辭職の念已み難きもののあらば明々地に閣僚にも其次第を語り斷然辭表を奉呈す可き筈なるに其然らざるは誠に曖昧なる擧動にして出處進退を重ずる可き大臣に不似合の仕打と云はざる可らず又憲政黨の事情を察するも別に總理をして辭職の必要を感ぜしむるものなきが如し目下政論界には責任論なるものありて喧々囂しきが如くなれども自由黨にして既に政府に味方したる以上は此論、議場に勝を制す可しとも思はれず若し尙ほ不安心とならば國民輿論なるもののあり政府に緣故甚だ近くして招けば何時にても應ず可きは明なれば之をも引入れて自由黨と共に提携せしむ可し乃ち政府黨は大多數にして何の心配もある可らず然らば政府部內の折合は如何と云ふに我輩の聞き得たる所にては至極平穩にして何の風波もなしと云ふ又ある可き筈もなし是迄の例に據れば部內の紛紜は何か大問題起りて其始末に困却したる場合に生ずるみと多き習ひにして今や朝鮮の事件も格別のみとなくして濟む可き模樣を呈し責任論も前陳の如く當局者を惱ますに足らざれば部內に物論を生ず可き種なきが如し或は自由黨と結托したるは面白からずとの說もあらんかなれども政府は多年議場に味方なきに苦み之を得んが爲めには一方ならず苦心したるものなれば今ゐれを得たるに付ては喜びみをすれ悲むものはある可らず左れば功成り名遂げて身退くとの趣意なりと云はん乎其趣意ならば平和條約の成りしとき若しくは今度の議會を無事に通過したる後に於てす可き筈なるに日清事件の終局後半歲を過ぎ戰後の大計畫を定む可き大事の議會を一箇月の後に控へたる今日、其職を退かんとは不思議なり特に軍備の擴張と云ひ財政の始末と云ひ引續きの事件少からざる折柄、我は既に功名を得たるが故に退く可し後は宜しく賴むと云ふも誰とて引受くるものなきは明白にして結局出來ぬ相談たるは分り切つたるみとなるに其分り切つたる出來ぬ相談を爲さんと云ふ、いよ〳〵以て合點の行かぬ話にして或人の想像に今總理にして辭職せんとするも後の引受人なきは明なれども一旦辭職を申出して後任を得ず餘儀なく其任に留るみとゝならば恰も事を新にして地位自ら安然なる可し即ち辭職の沙汰ある所以なりと誠に穿ち過ぎたる邪推にして大政治家を以て任ずる總理大臣に斯る兒戲に等しき小刀細工ある可しとも思はれず兎に角に其擧動は何人も解釋に苦む所にして我輩に於ては去も留るも毛頭痛痒を感ぜざれども去るならば決然として去り留るならば乾然として留り出處進退共に磊々落々たらんみとを望むものなり

雜報

○臺灣通信

十一月十一日於臺南府　卷水生特報

近衛師團の凱旋

賊徒の平定容易ならず海よりせんか暴風起りて波荒く上陸點の發見に困難なるを如何にせん陸よりせんか炎暑酷熱に堪へ難く半途上に斃るゝを如何にせんと軍議區々に亘りて前途の如何を苦慮したるも今は一時の夢となり案ずるよりも產むが易しとの譬に漏れず膺懲の功を奏し賊徒鎭定の偉績を雙肩に負ふて今十一日より凱旋の途に就きたる近衛師團の命令は左の如し

師團命令

十一月九日午後二時　於臺南　師團司令部

一、師團は凱旋のため左の行軍日割表に從ひ打狗に向ひ行進すべし

行軍日割表

十一日	師團司令部	阿公店附近	同前
	第一師團司令部	同前	同
	軍樂隊	同	同
	歩兵第一聯隊	同	同
	同第二聯隊（第二大隊欠）	同	同
	騎砲併第三聯隊	大湖街	同
	同	同前	南仔坑附近
	第二旅團司令部	阿公店附近	南仔坑打狗間
	第三聯隊（第一大隊欠）	大湖街附近	南仔坑附近
	同	同前	同前
	騎兵大隊	阿公店附近	同前
	砲兵聯隊	同前	同前
	工兵大隊	大湖街附近	同前
	大架橋縱列	同前	同前
	小架橋縱列	大湖街附近	南仔坑打狗間
十二日	第一野戰病院	同前	同
	第二野戰病院	同	同
	輜重兵大隊（別働）	大湖街附近	南仔坑打狗間
十三日	彈藥大隊（別働）	同前	打狗乘船

二、守備隊たる各隊は成るべく速かに其所屬聯隊に合する如く行進を起すべく又機關砲隊は先着機關砲隊と合するみとを力むべし

三、同日同地に宿營する諸部隊に在ては最高級故參將校（將官を除く）舍營司令官の事務を取るべし

四、第三項の舍營司令官は出發前に設宿の爲め設營者を出さしむるを得

六、輜重兵大隊は北門外にある第三聯隊用の物品及び兩廣會館にある物品を打狗に運搬すべし

彈藥大隊は東門內にある第二聯隊用の物品及兩廣會館にある物品を打狗に運搬すべし

大架橋縱列は兩廣會館にある物品を打狗に運搬すべし

六、各隊の平時定員に超過する馬匹は打狗に於て森少佐（交附すべし（平太駅駄共）又各部隊より他隊へ交附約束濟のものは打狗に於て之を交附し若し乘船時日の都合に依り交附し能はざるものは乘船前に「何隊渡」の札を堅固に附着し森少佐へ交附すべし

七、九州地方に於て募集せし人夫は乘船前打狗に於て馬匹と共に森少佐に交附すべし

八、臺南出發前各部隊は各人各馬共少くも一日分の豫備糧食を携行すべし

九、阿公店、南仔坑兵站司令部には糧秣の給養を受くるを得べし

十、配船表に依り十三日に乘船すべき部隊は十二日に於て成るべく打狗近く前進して宿營するみとを勉むべし（十三日以降に於ても同樣とす）

近衛師團長代理川村景明

この命令一たび出でゝより近衛師團の各隊及び軍夫は如何に喜びたるならん夜も睡り難き程なるを予輩は推察するに同時に又更に悲むべきものあるを推察するものなり

○敗兵の出沒

土匪の出沒常なきは毎度報ずる所にして昨日まで尊大に素食せしもの今日俄かに其職業を失ひ食すべき家業なきその上に懶惰性となりて改むるに由なく遂に非道の事を爲すは免かれ難き處なるに臺灣の敗兵今や怨を呑んで山間に蟄伏するに至りては日本人に向ての害毒は勿論、土着の良民に向ても種々の妨害を爲すみと亦免かれ難きなり現に此程の事なりとか我軍夫一名嘉義に向て進行せんとする途中土匪の爲に襲はれ山中に逃走して三日間食せず其上に負傷して本日臺南舍營病院に入院したりと云ふ敗兵の出沒決して油斷すべからざるなり

○大阪製油會社の擴張

大阪製油會社は從來資本金五萬圓の合資會社なりしが今度資本金十五萬の株式會社に改め越後中の借區を爲し石油井の數を以て大阪西成川の舟運を以て大阪西成川の舟運を以て大阪西成川の舟運